

第 13 移送取扱所（危政令第 18 条の 2）

- 1 技術基準の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・13－2
- 2 移送取扱所に該当しないもの・・・・・・・・・・13－2
- 3 許可数量の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・13－4
- 4 配管の両側に保有すべき空地・・・・・・・・・・13－4
- 5 危険物の受入口及び払出口・・・・・・・・・・13－5

第 13 移送取扱所（危政令第 18 条の 2）

1 技術基準の適用

移送取扱所は、移送する危険物の種類、移送形態に応じ、技術上の基準が法令上、次のように区分される。

第13-1表 各種の移送取扱所に適用される基準

区 分	危 政 令	危 規 則
移送取扱所	18の2 I	28の2の9～28の51
過酸化水素を取り扱うもの等	18の2 II	28の2の9～28の53

注：算用数字は条を、ローマ数字は項を表している。

2 移送取扱所に該当しないもの【昭49.4.25 消防予第63号】

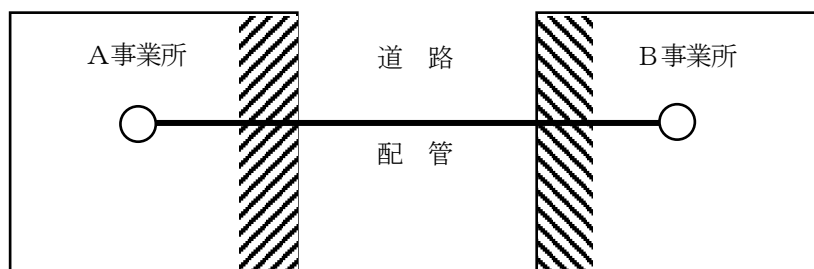
危政令第 3 条第 3 号に規定する「配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備（危険物を運搬する船舶から施設への危険物の移送については、配管及びこれらに附随する設備）」が次に掲げる構造を有するものは、移送取扱所に該当しないものであること。

(1) 危険物の送り出し施設から受け入れ施設までの配管が一つの道路又は第三者（危険物の送り出し施設又は受け入れ施設の存する事業所と関連し、又は類似する事業を行うものに限る。以下同じ）の敷地を通過するもので、次のア又はイを満足するもの（第13-1 図参照）

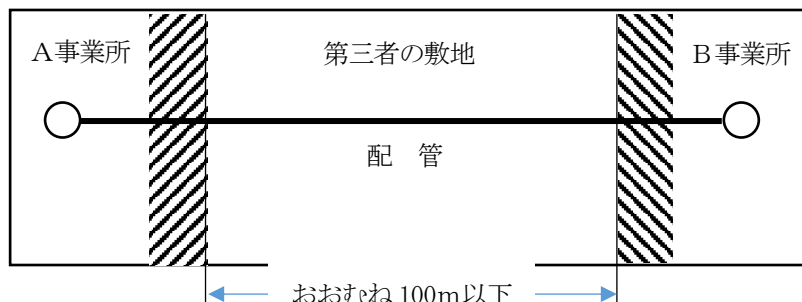
ア 道路にあっては配管が横断するものであること。

イ 第三者の敷地にあっては、当該敷地を通過する配管の長さがおおむね100m以下のものであること。

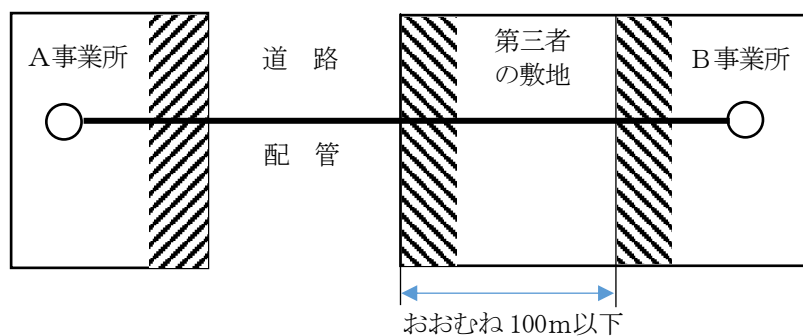
(ア)



(イ)

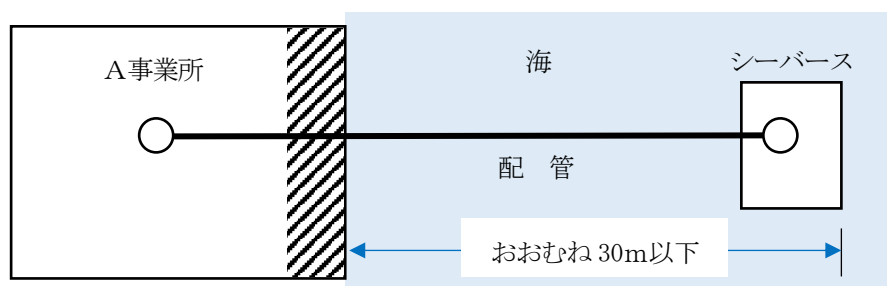


(ウ)



第13-1図 移送取扱所に該当しない例 1

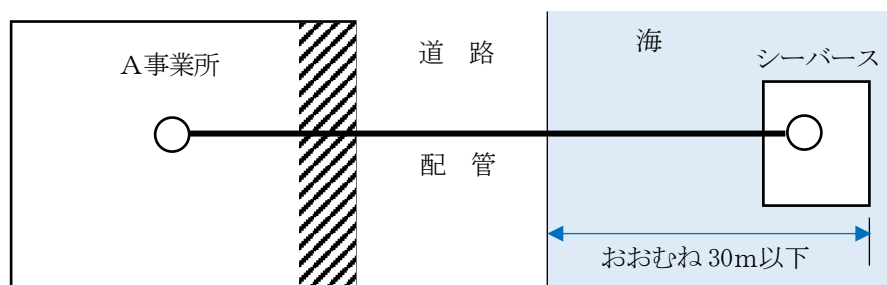
- (2) 危険物の送り出し施設又は受け入れ施設が栈橋に設けられるもので、岸壁からの配管（第 1 石油類を移送する配管の内径が300mm以上のものを除く。）の長さがおおむね30m以下のもの。
(第13-2図)



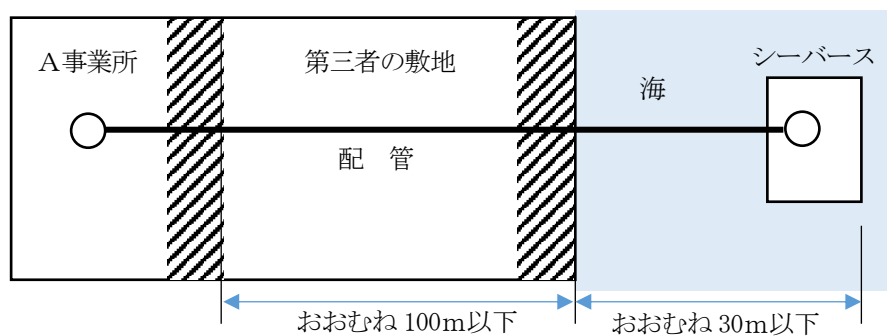
第13-2図 移送取扱所に該当しない例 2

- (3) (1) 及び前(2)の要件を満たすもの。(第13-3図参照)

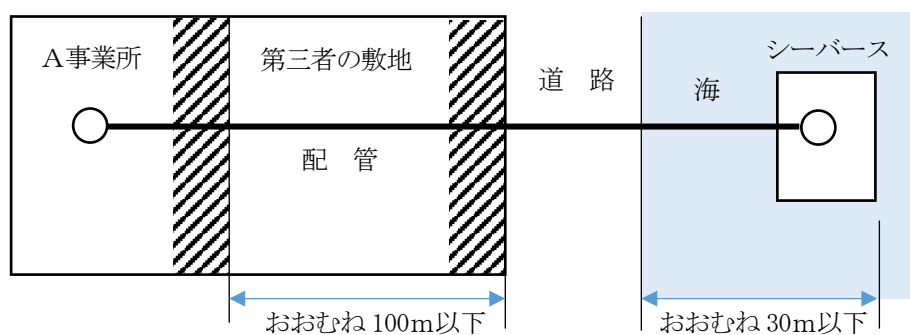
ア



イ



ウ



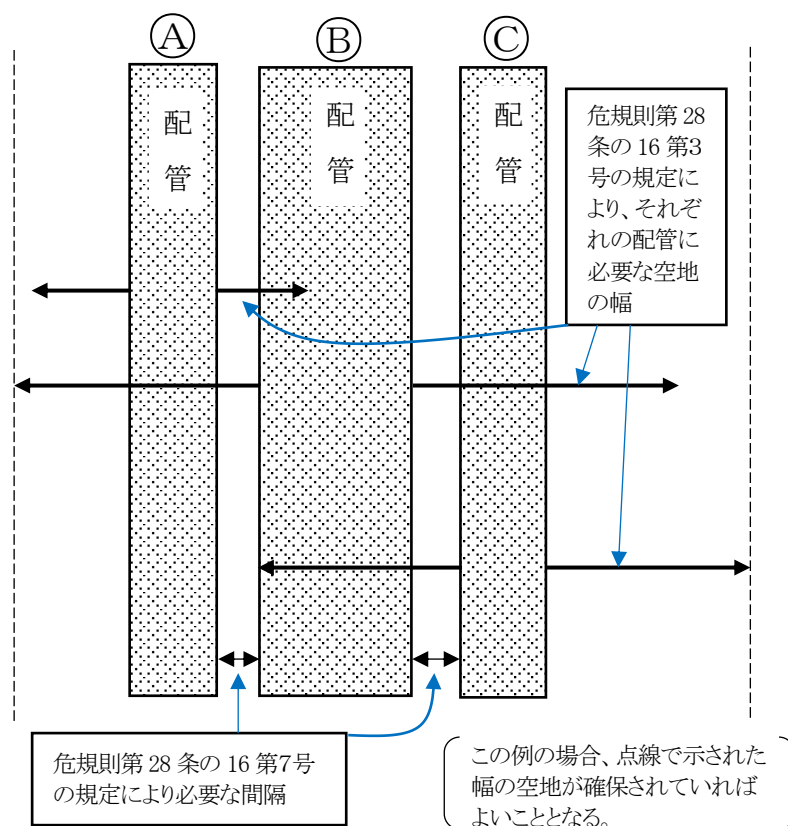
第13-3図 移送取扱所に該当しない例 3

3 許可数量の算定

- (1) 1日に移送する危険物の量の合計とすること。
- (2) 複数の配管を1件の許可としたものにあつては、それぞれの配管で移送される危険物の量を合計した数量とすること。

4 配管の両側に保有すべき空地 (第13-4図参照)

二以上の移送取扱所を隣接して敷設する場合、危規則第28条の16第3号の規定により配管の両側に保有すべき空地は、次の図によりその幅を確保すれば足りるものであること。



第13-4図 配管の両側に保有すべき空地

5 危険物の受入口及び払出口

移送取扱所の配管と屋外タンクの附属配管との接続部分に受入油種が異なる都度、人為的にフランジで接続替えするためのマニホールド切替アームを設ける場合は、危規則第28条の50の規定に適合するものであること。【昭55.3.4 消防危第30号】